

大豊町住宅再編整備事業

様式集

令和 7 年 9 月 30 日

修正：令和 7 年 11 月 19 日

大豊町

第1 提出書類

大豊町住宅再編整備事業（以下「本事業」という。）に応募するものは、以下の書類及び各様式に示された必要添付書類（該当しない様式は、提出不要）を提出すること。

審査におけるそれぞれの提案書類の使い方は以下のとおりである。

審査の分類	対象様式	審査での使い方
応募資格確認審査	様式 2-1～2-11	・応募者が募集公告時に示した応募資格を具備しているかを確認する。
提案審査	様式 4-1～4-2	・提案審査に必要な書類が不足なく提出されているかを確認する。
	基礎審査 様式 5-1～5-2	・募集要項等に記載された要件を満たしていること、及び要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認する。
	定量的審査 様式 6-1～6-7	・提案価格書に記載された提案価格が、提案上限価格を超過していないことを確認する。
	定性的審査 様式 7-1～7-6-5 様式 8-1～8-16	・審査基準に示した「評価の視点」に基づき、審査を行う。

【提出書類一覧】

書式	書類名称	サイズ	枚数	ファイル形式
1	募集要項等に関する質問の提出書類			
1-1	募集要項等に関する質問書	A4	適宜	Excel
1-2	要求水準書に関する質問書	A4	適宜	Excel
1-3	審査基準に関する質問書	A4	適宜	Excel
1-4	様式集に関する質問書	A4	適宜	Excel
1-5	基本協定書（案）に関する質問書	A4	適宜	Excel
1-6	事業契約書（案）に関する質問書	A4	適宜	Excel
2	応募資格確認審査に関する提出書類			
2-1	応募資格確認審査の確認書	A4	1	
2-2	応募表明書	A4	1	
2-3	応募者の企業構成表	A4	1	
2-4	委任状	A4	適宜	
2-5	応募資格確認申請書	A4	適宜	
2-6	資格申請書（設計業務）	A4	適宜	
2-7	資格申告書（建設業務）	A4	適宜	
2-8	資格申告書（入居者移転支援業務）	A4	適宜	
2-9	資格申告書（維持管理業務）	A4	適宜	
2-10	本業務を実施する上で必要な資格等に関する確認書	A4	1	
2-11	添付書類提出確認書	A4	適宜	
3	提案検討段階の手続きに関する提出書類			
3-1	応募辞退届	A4	1	
3-2	応募資格審査結果等に関する理由説明の要求書	A4	1	
4	提案審査に関する提出書類			
4-1	提案審査に関する書類（表紙）	-	1	-
4-2	募集要項等に関する誓約書			
4-3	提案審査書類の確認書	-	適宜	-
5	基礎審査に関する提出書類			
5-1	基礎審査に関する書類（表紙）			
5-2	要求水準チェックリスト	A4	適宜	-
5-3	住宅性能評価の等級に関する確認書	A4	適宜	-
6	提案価格に関する提出書類			
6-1	提案価格に関する書類（表紙）			

書式	書類名称	サイズ	枚数	ファイル形式
6-2	提案価格書	-	1	-
6-3	提案価格内訳書	-	適宜	Excel
6-4	施設整備の対価（サービス対価 A）支払表	A4	適宜	Excel
6-5	仮移転支援業務の対価（サービス対価 B-1）支払表	A4	適宜	Excel
6-6	本移転支援業務の対価（サービス対価 B-2）支払表	A4	適宜	Excel
6-7	維持管理業務の対価（サービス対価 C）支払表	A4	適宜	Excel
6-8	その他の対価（サービス対価 D）支払表	A4	適宜	Excel
7	業務提案に関する提出書類			
7-1	業務提案書（表紙）	A4	1	Word
7-2-1	事業計画に関する事項（1）本事業に関する基本方針	A4	1	Word
7-2-2	事業計画に関する事項（2）事業実施体制	A4	1	Word
7-2-3	事業計画に関する事項（3）リスク対応	A4	1	Word
7-2-4	事業計画に関する事項（4）事業収支	A4	1	Word
7-2-5	事業計画に関する事項（5）地域貢献	A4	1	Word
7-2-6	事業計画に関する事項（6）モニタリング	A4	1	Word
7-3-1	施設整備に関する事項（1）配置計画	A4	1	Word
7-3-2	施設整備に関する事項（2）住戸計画	A4	2	Word
7-3-3	施設整備に関する事項（3）選ばれる住宅（住生活の魅力）	A4	2	Word
7-3-4	施設整備に関する事項（4）地球温暖化対策への配慮	A4	1	Word
7-3-5	施設整備に関する事項（5）ライフサイクルコストの縮減	A4	1	Word
7-4-1	施工計画に関する事項（1）施工スケジュール	A4	1	Word
7-4-2	施工計画に関する事項（2）近隣対応	A4	1	Word
7-5-1	移転支援に関する事項（1）移転対象者の負担軽減	A4	1	Word
7-6-1	維持管理業務に関する事項（1）公の施設の平等利用の確保	A4	1	Word
7-6-2	維持管理業務に関する事項（2）質の高いサービスの提供	A4	2	Word
7-6-3	維持管理業務に関する事項（3）高い入居率の維持	A4	2	Word
7-6-4	維持管理業務に関する事項（4）建物の適切な維持管理	A4	1	Word
7-6-5	維持管理業務に関する事項（5）修繕にかかる経費削減の工夫	A4	1	Word
7-7	各提案様式の要約書	A4	適宜	Word
8	設計建設図面			
8-1	設計建設図面集（表紙）	A4orA3	1	Word
8-2	提案図面一覧表	A4	1	Word
8-3	コンセプト図	A3	適宜	-
8-4	外観透視図（鳥瞰）	A3	2	-
8-5	外観透視図（目線）	A3	2	-
8-6	面積表	A3	適宜	-
8-7	内外部仕上表	A3	適宜	-
8-8	全体配置図	A3	適宜	-
8-9	新築住宅平面図	A3	適宜	-
8-10	新築住宅立面図	A3	適宜	-
8-11	新築住宅断面図	A3	適宜	-
8-12	住戸平面図	A3	適宜	-
8-13	日影図	A3	適宜	-
8-14	造成及び擁壁計画図	A3	適宜	-
8-15	事業実施工程表	A3	適宜	-
8-16	工事計画図	A3	適宜	-
9	事業提案書の概要			
9-1	事業提案書の概要（公表用）	A4	3	Word

第2 応募関係書類記載要領

1 共通事項

(1) 企業名の記載

「4 提案審査書類に関する提出書類」、「5 基礎審査に関する提出書類」、「6 提案価格に関する提出書類」、「7 業務提案に関する提出書類」、「8 設計建設図面」については、正本、副本ともに企業名及び企業を類推できる記載は行わず、様式2-3で定める企業記号を用いて記載し、正本にのみ企業名と企業記号の対照表を添付すること。

(2) 記載内容

- ア 明確かつ具体的に記述すること。
- イ 提案は、確実に履行する内容のみを記載することとし、留保条件つきの提案は行わないこと。
- ウ 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。
- エ 他の様式や補足資料に関する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する書類及びページを記入すること。
- オ 各提出書類に用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- カ 各様式にある「提案者記号」は、応募資格確認審査の審査通過の通知を受けた者に対して、提案審査書類の提出を要請する際に通知される記号を用いること。

(3) 書式等

- ア 使用する用紙は、特に指定のない限り、A4縦長横書き片面とすること。
- イ 各様式の間にはインデックスを入れる等、様式を検索しやすくすること。
- ウ 特段の指定がある場合または図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイントを目安とすること。
- エ 各様式は、本様式集を参考に各自作成すること。
- オ ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。
- カ 各様式における記載内容が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。
例) 1/3
- キ 提案書内に図表等は適宜使用してかまわないが、規定のページ数に含めるものとする。
- ク 「7 業務提案に関する提出書類」、「8 設計建設図面」については、書類ごとに通し番号を振ること。
- ケ 「7 業務提案に関する提出書類」の各様式で提案している事項と関連している様式、図面、資料等について、各様式に明確に示すこと。
例) (参照 様式8-8 全体配置図)

(4) 電子媒体による提出

「4 提案審査書類に関する提出書類」、「5 基礎審査に関する提出書類」、「6 提案価格に関する提出書類」、「7 業務提案に関する提出書類」、「8 設計建設図面」、「9 事業提案書の概要」については、DVD-Rに各様式の電子データを保存して1部提出すること。

電子データのファイル形式は、全ての様式についてPDF形式とすること。

なお、ファイル形式の指定があるものはMicrosoft社製Word若しくはMicrosoft社製Excel

とし、あわせて保存すること。提出はDVD-Rを1部とする（電子データのサイズがDVD-R1枚当たりの容量を超える場合は、複数枚に保存し、DVD-R毎に保存されている電子データがわかるよう明示した上で提出すること）。

2 各様式の記載要領

各様式に示す要領にしたがって、記載すること。

3 書類提出要領

(1) 質問書の提出書類に関する提出要領

募集要項を参照すること。

(2) 応募資格確認審査の提出書類に関する提出要領

- ア 様式2-1から様式2-11までを一括して左綴じし、正1部、副1部（副本は正本の写し、以下同様）を提出すること（番号の若い順に並べ、様式2-1が表紙に来るようすること）。
- イ 「添付書類提出確認書（様式2-12）」及び添付書類（会社概要等）については、企業ごとにA4ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「応募資格確認に関する添付書類」と書き、当該企業名を付すこと（各1部）。

(3) 提案検討段階の手続きに関する提出要領

- ア 応募を辞退する場合には、「応募辞退届（様式3-1）」に必要事項を記載のうえ提出すること。
- イ 「応募資格確認審査結果に関する理由説明の要求書（様式3-2）」の提出に当たっては、募集要項の要領を参照すること。

(4) 提案審査書類に関する提出書類の提出要領

- ア 「募集要項等に関する誓約書（様式4-1）」及び「提案審査書類の確認書（様式4-2）」は正1部、副1部を提出すること。

(5) 基礎審査に関する提出要領、 (6) 提案価格に関する提出書類 及び (7) 業務提案に関する提出要領

- ア 様式5-1から様式7-7までを一括して左綴じし、A4ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「5 基礎審査に関する提出書類、 6 提案価格に関する提出書類、 7 業務提案類に関する提出書類」及び「提案者記号○○」と書き、正1部、副10部を提出すること。
- イ 「要求水準チェックリスト（様式5-1）」の作成において、提案書に要求水準書を満たしていることが明確に確認できる箇所がない場合、「提案内容記入欄」の列に「要求水準書のとおり」と記載すること。
- ウ 「施設整備の対価（サービス対価A）支払表（様式5-2）」「仮移転支援業務の対価（サービス対価B-1）支払表（様式5-3）」「本移転支援業務の対価（サービス対価B-2）支払表（様式5-4）」、「維持管理業務の対価（サービス対価C）支払表（様式5-5）」及び「その他の対価（サービス対価D）支払表（様式5-6）」の電子データは、出来るだけ計算式

がわかるようにして提出すること。

(8) 設計建設図面集に関する提出要領

- ア 図面は JIS の建築製図通則に従って作成すること。
- イ 様式 8-1 から様式 8-16 までを A3 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「8 設計建設図面」と「提案者記号○○」と書き、正 1 部、副 10 部を提出すること。
- ウ 着彩については自由とする。
- エ 事業用地内における新築住宅等の配置を表現する提出図面については、図面上側が北になるようにレイアウトすること。
- オ 用紙は横使いを基本とする。

(9) 事業提案書の概要に関する提出要領

- ア 電子媒体による提出とする。

1 募集要項等に関する質問の提出書類

【留意事項等】

- 1 Microsoft 社製 Excel ファイルを利用すること。

2 応募資格確認審査に関する提出書類

令和 年 月 日

代表企業名 _____

応募資格確認審査の確認書

様式	内容	部数	応募者 確認	町 確認
様式 2-1	応募資格確認審査の確認書	正 1・副 1		
様式 2-2	応募表明書			
様式 2-3	応募者の企業構成表			
様式 2-4	委任状			
様式 2-5	応募資格確認申請書			
様式 2-6	資格申告書（設計業務）			
様式 2-7	資格申告書（建設業務）			
様式 2-8	資格申告書（入居者移転支援業務）			
様式 2-9	資格申告書（維持管理業務）			
様式 2-10	本業務を実施する上で必要な資格等に関する確認書			
様式 2-11	添付書類提出確認書	正 1・副 1 (企業ごと)		

【留意事項等】

- 1 必要書類が必要部数揃っていることを確認したうえで、「応募者確認」欄に「○」を付けること。
- 2 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

令和 年 月 日

応募参加表明書

大豊町長

令和7年9月30日付で公表されました「大豊町住宅再編整備事業」における公募型プロポーザル方式による民間事業者の募集に応募することを表明いたします。

なお、その他企業を除く以下の各構成企業並びにその企業の子会社又は親会社は、他のグループの構成企業として「大豊町住宅再編整備事業」における民間事業者の募集に参加しないことを誓約します。

〔代表企業〕

商号または名称

所在地

代表者名

印

【応募者の構成】

商号又は名称	参加区分	担当する業務	所在地	代表者職・氏名
(例)●●株式会社	代表企業			

【留意事項等】

- 1 参加区分には「代表企業」、「構成企業」のいずれかを記載すること。
- 2 各企業が、本事業においていずれの役割を担当しているかを、担当する業務に記載すること。
- 3 記入欄が足りない場合や変更が必要な場合は、適宜追加・変更すること。
- 4 赤字の記入例は消去し、黒字で作成すること。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

応募者の企業構成表

1. 代表企業 (主たる担当業務 :)	企業記号 : A社	印
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX	
2. 構成企業 (主たる担当業務 :)	企業記号 : B社	印
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX	
3. 構成企業 (主たる担当業務 :)	企業記号 : C社	印
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX	
4. 構成企業 (主たる担当業務 :)	企業記号 : D社	印
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX	
5. 構成企業 (主たる担当業務 :)	企業記号 : E社	印
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX	

【留意事項等】

- 各企業は主たる担当業務（設計業務、建設業務、工事監理業務、入居者移転支援業務、維持管理業務）を記入すること。また、各業務の一部を担当する場合は、担当業務がわかるように追記すること。
- 記入欄が足りない場合は、1頁作成・追加し、両面印刷で提出すること。両面でも3頁を超える場合は、袋とじにて提出すること。
- 他の様式で企業の説明が必要な場合には、上記の企業記号を用いて表現すること。
- 設計企業、建設企業、工事監理企業、入居者移転支援業務企業、維持管理企業のいずれにも該当しない構成企業は、別紙として、当該の構成企業の応募者としての役割やこれに関連する実績等の説明資料を添付のこと。別紙は任意様式とするが、以下の要領に従うこと。
 - 表題は「設計・建設・工事監理・入居者移転支援・維持管理以外の業務を担当する構成企業に関する補足資料」とする。
 - 対象となる構成企業ごとに、1社について2分の1枚以下で簡潔に説明する。
 - その他「第2 応募関係書類記載要領」に準ずる。
- 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

令和 年 月 日

委任状

大豊町長

【委任者】

構成企業	所在地 商号又は名称 代表者名	印

【留意事項等】

- 1 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて 1 頁作成・追加し、両面印刷で提出すること。両面でも 3 頁を超える場合は、袋とじにて提出すること。
- 2 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

私は、下記の企業をグループの代表企業とし、「大豊町住宅再編整備事業」に関し、下記の権限を委任します。

受任者	所在地 商号又は名称 代表者名	印
委任事項	1. 応募資格確認申請に関する件 2. 応募辞退に関する件 3. 応募に関する一切の件 4. 提案審査に関する件	

令和 年 月 日

応募資格確認申請書

大豊町長

令和 7 年 9 月 30 日で公表されました「大豊町住宅再編整備事業」に係る応募資格の確認のために、必要書類を添付して申請します。

なお、募集要項に定められた応募資格要件等を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付資料のすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約いたします。

[代表企業]

商号または名称

所在地

代表者名

印

令和 年 月 日

資格申告書（設計業務）

企業名		
高知県またはその他の都道府県の一般競争入札有資格者名簿（設計・建設コンサル等）業者コード	(資格開始年月：○年○月)	
一級建築士事務所登録番号	(取得年月日：○年○月○日)	
設計の内容	業務の名称	○○○○業務
	業務の発注者名	
	受注形態	・単独 　・共同企業体 ()
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	業務工期	令和○年○月○日～令和○年○月○日
	構造・階数・戸数	
	延床面積	○○. ○○○ m ²
	工事内容	

【留意事項等】

- 複数の企業が設計業務を担う場合は、企業ごとに本様式を作成すること。
- 上記資格等を証明できる資料を様式 2-10 に添付して提出すること。
- 高知県またはその他の都道府県の一般競争入札有資格者名簿（設計・建設コンサル等）の登録申請中である者は、業者コード欄に登録申請中と記載して、申請書など登録申請中であることがわかる資料を添付して提出すること。
- 構成企業が設計業務と建設業務をあわせて実施する場合、高知県またはその他の都道府県の一般競争入札有資格者名簿（設計・建設コンサル等）業者コードに代わり、一般競争入札有資格者名簿（工事関係）業者コードの記載を認める。
- 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

令和 年 月 日

資格申告書（建設業務）

企業名		
高知県一般競争入札有資格者名簿（工事関係）業者コード	(資格開始年月：○年○月)	
特定建設業の許可番号	(取得年月日：○年○月○日)	
建設業務 工事実績 の 内 容	工事の名称	
	工事の発注者名	
	発注形態	・単独 • 共同企業体 ()
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円
	工期	令和○年○月○日～令和○年○月○日
	完成・引渡完了日	令和○年○月○日
	用途	
	延床面積	○○. ○○○ m ²
	構造・階数・戸数	
工事の内容（規模等）		
配置 監理技術者 の 資格等	氏名	
	（年齢）	
	資格等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事業に係る監理技術者資格者証 年 当初交付 (現在の交付番号:) ・監理技術者講習会修了証の交付年月日及び番号 ・一級建築施工管理技士若しくは一級建築士等の資格概要及び定期講習を修了したことを示す内容

【留意事項等】

- 1 企業ごとに本様式を作成すること。満たしていない資格要件の欄には、要件を満たしていない旨を明記すること。
- 2 上記資格を証明できる資料を様式 2-10 に添付して提出すること。
- 3 高知県一般競争入札有資格者名簿（工事関係）の登録申請中である者は、業者コード欄に登録申請中と記載して、申請書など登録申請中であることがわかる資料を添付して提出すること。
- 4 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

令和 年 月 日

資格申告書（入居者移転支援業務）

企業名		
宅地建物取引業の免許番号	(取得年月日：○年○月○日)	
移転支援業務実績 の 内 容	業務の名称	○○○○業務
	業務の発注者名	
	受注形態	・単独 • 共同企業体 ()
	業務実績	○○県○○市○○町○○
	業務工期	令和○年○月○日～令和○年○月○日
	構造・階数・戸数	
	延床面積	○○. ○○○m ²
支援の内容		

【留意事項等】

- 複数の企業が入居者移転支援業務を担う場合は、企業ごとに本様式を作成すること。
- 上記資格等を証明できる資料を様式 2-10 に添付して提出すること。
- 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

令和 年 月 日

資格申告書（維持管理業務）

企業名		
維持管理業務の実績 の 内 容	業務の名称	○○○○業務
	業務の発注者名	
	受注形態	・単独 ・共同企業体 ()
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	業務工期	令和○年○月○日～令和○年○月○日
	構造・階数・戸数	
	延床面積	○○. ○○○m ²
業務内容		
配置 予定技術者	氏名	(記載不要)
	生年月日 (年齢)	(記載不要)
	資格等の概要	

【留意事項等】

- 複数の企業が入居者移転支援業務を担う場合は、企業ごとに本様式を作成すること。
- 上記資格等を証明できる資料を様式 2-10 に添付して提出すること。
- 配置予定技術者については、提案時点で想定する維持管理業務を行うために必要となる資格のみ記載し、具体的な配置者氏名・年齢は記載を要しない。
- 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

令和 年 月 日

本業務を実施する上で必要な資格等に関する確認書

大豊町長

令和7年9月30日付で募集公告のありました「大豊町住宅再編整備事業」における設計業務、建設業務、工事監理業務、入居者移転支援業務及び移転支援業務を実施するにあたり、必要な資格（許可・登録・認定など）をもってこれを実施することを誓約します。

[代表企業]

商号または名称

所在地

代表者名

印

令和 年 月 日

添付書類提出確認書

企業名			
担当業務			
添付書類	応募者 確認	町 確認	
① 会社概要			
② 会社定款			
③ 印鑑証明書（募集公告日以降に交付されたこと）			
④ 使用印鑑届（様式は随意）			
⑤ 法人税納税証明書（募集公告日以降に交付されたこと）			
⑥ 消費税納税証明書（募集公告日以降に交付されたこと）			
⑦ 商業登記簿謄本（募集公告日以降に交付されたこと）			
⑧ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）			
⑨ 企業単体の減価償却明細表（直近3期分）			
⑩ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近1期分） ※連結決算の対象企業のみ			
⑪ 経営事項審査に係る客観的点数を証する書類の写し ※建設業務に当たる者で該当する者のみ			
⑫ 応募者の資格を称する書類の写し			
⑬ 企業の業務実績を証明できる資料（契約書の写し等）			
⑭ 個人の資格を証明できる資料			
⑮ その他			

【留意事項等】

- 1 企業ごとに本様式を使用し、提出すること。
- 2 必要書類が必要部数揃っていることを確認したうえで、「応募者確認」欄に「○」を付けること。該当しない添付書類については、「応募者確認」欄に斜線を引くこと。
- 3 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

3 提案検討段階の手続きに関する提出書類

令和 年 月 日

応募辞退届

大豊町長

〔代表企業〕

商号または名称

所在地

代表者名

印

令和7年9月30日付で公表された「大豊町住宅再編整備事業」の応募資格確認申請を行いましたが、応募を辞退します。

令和 年 月 日

応募資格審査結果に関する理由説明の要求書

大豊町長

〔代表企業〕

商号または名称

所在地

代表者名

印

「大豊町住宅再編整備事業」における応募資格審査結果に関する理由説明を要求します。

(要求する理由、具体的に説明を求める事項等)

4 提案審査に関する提出書類

大豊町住宅再編整備事業
提案審査に関する書類
(表紙)

令和 7 年 月 日

提案者記号	
-------	--

令和 年 月 日

募集要項等に関する誓約書

大豊町長

令和7年9月30日付で募集公告のありました「大豊町住宅再編整備事業」の募集に対する提出書類の一式は、募集要項、要求水準書、審査基準、事業契約書(案)、様式集等の募集要項等に示した条件及び水準等を満たし、又はそれ以上の条件及び水準等であることを誓約します。

[代表企業]

商号または名称

所在地

代表者名

印

代表企業名

提案審査書類の確認書

様式	内容	部数	募集者 確認	町 確認
4-1	提案審査に関する書類（表紙）	正1 副 1		
4-2	募集要項等に関する誓約書			
4-3	提案審査書類の確認書			
5-1	基礎審査に関する書類（表紙）	正 1 副 10		
5-2	要求水準チェックリスト			
5-3	住宅性能評価の等級に関する確認書			
6-1	提案価格に関する書類（表紙）	正 1 副 10		
6-2	提案価格書			
6-3	提案価格内訳書			
6-4	施設整備の対価（サービス対価 A）支払表			
6-5	仮移転支援業務の対価（サービス対価 B-1）支払表			
6-6	本移転支援業務の対価（サービス対価 B-2）支払表			
6-7	維持管理業務の対価（サービス対価 C）支払表			
6-8	その他の対価（サービス対価 D）支払表			
7-1	業務提案書（表紙）	正 1 副 10		
7-2-1	事業計画に関する事項(1)本事業に関する基本方針			
7-2-2	事業計画に関する事項(2)事業実施体制			
7-2-3	事業計画に関する事項(3)リスク対応			
7-2-4	事業計画に関する事項(4)事業収支			
7-2-5	事業計画に関する事項(5)地域貢献			
7-2-6	事業計画に関する事項(6)モニタリング			
7-3-1	施設整備に関する事項(1)配置計画			
7-3-2	施設整備に関する事項(2)住戸計画			
7-3-3	施設整備に関する事項(3)選ばれる住宅(住生活の魅力)			
7-3-4	施設整備に関する事項(4)地球温暖化対策への配慮			
7-3-5	施設整備に関する事項(5)ライフサイクルコストの縮減			
7-4-1	施工計画に関する事項(1)施工スケジュール			
7-4-2	施工計画に関する事項(2)近隣対応			
7-5-1	移転支援に関する事項(1)移転対象者の負担軽減			
7-6-1	維持管理業務に関する事項(1)公の施設の平等利用の確保			
7-6-2	維持管理業務に関する事項(2)質の高いサービスの提供			
7-6-3	維持管理業務に関する事項(3)高い入居率の維持			
7-6-4	維持管理業務に関する事項(4)建物の適切な維持管理			
7-6-5	維持管理業務に関する事項(5)修繕にかかる経費削減の工夫			
7-7	各提案様式の要約書			

様式	内容	部数	募集者 確認	町 確認
8-1	設計建設図面集（表紙）	正 1 副 10		
8-2	提案図面一覧表			
8-3	コンセプト図			
8-4	外観透視図（鳥瞰）			
8-5	外観透視図（目線）			
8-6	面積表			
8-7	内外部仕上表			
8-8	全体配置図			
8-9	新築住宅平面図			
8-10	新築住宅立面図			
8-11	新築住宅断面図			
8-12	住戸平面図			
8-13	日影図			
8-14	造成及び擁壁計画図			
8-15	事業実施工程表			
8-16	工事計画図			
DVD-R	提案書の内容に係る電子データ	1		

【留意事項等】

- 必要書類が必要部数揃っていることを確認したうえで、「応募者確認」欄に「○」を付けること。
- 図面集に追加があり記入欄が足りない場合や変更が必要な場合は、適宜追加・変更すること。
- 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

5 基礎審査に関する提出書類

大豊町住宅再編整備事業
基礎審査書類
(表紙)

令和 7 年 月 日

提案者記号	
-------	--

要求水準チェックリスト

確認事項	確認内容	提案内容記入欄		参照 様式	確認
法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法その他本事業に関連する法令等を遵守していること。 ・建蔽率 指定なし ・容積率 指定なし ・斜線規制（道路斜線、隣地斜線） ・日影規制 	新築住宅等整備用地面積	m ²		
		建築面積	m ²		
		建蔽率	%		
		延べ面積	m ²		
		容積率対象延べ面積	m ²		
		容積率	%		
		最高の高さ	m		
施設計画					
町営住宅 (新築住宅)	【住戸数及び住戸構成】				
	住戸タイプ	住戸専用面積	住戸数		
	1DK	[42 m ² 程度]	m ²	戸	
	2DK	[52 m ² 程度]	m ²	戸	
	1LDK	[52 m ² 程度]	m ²		
	2LDK	[65 m ² 程度]	m ²	戸	
	3DK	[65 m ² 程度]	m ²	戸	
	合計			22 戸	
	【施設計画】				
	<ul style="list-style-type: none"> ・日影等について周辺環境に配慮すること。また、周辺住民のプライバシー確保に配慮するとともに、建物の配置は、できるだけ敷地境界より後退させるなど近隣への圧迫感や周辺環境に配慮すること。 ・建築物の色彩、デザイン等がまちなみの景観に与える影響に配慮すること。建築物は、落ち着いた印象を与える色彩とし、建物のほか、駐車場、付帯施設及び工作物についても、デザインの調和を図ること。 ・車両等の出入り口や敷地内通路は歩行者に安全な計画とすること。 ・防犯灯や街灯等を適切に配置して、防犯や安全に配慮した計画とすること。 ・消防車両の進入については、関係法令等を遵守すること。 ・新しい団地住民と地域住民の交流空間など地域コミュニティの再生に配慮すること。 ・移動販売車両の停車スペースなど生活の利便性向上に寄与する屋外空間に配慮した計画とすること。 ・高齢者、障害者など誰もが安全に生活できるよう、住棟内、住戸内のバリアフリーに加え、通路、駐車場など敷地内の整備にあたっても、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた生活しやすい環境づくりに配慮すること。また、設備機器は、人為的誤操作や経年劣化による事故被害をなくすよう安全機能に配慮すること。 ・将来にわたるライフサイクルコスト及び入居者の光熱水費の縮減等に配慮すること。 ・維持管理、修繕及び機器の更新等が容易に行えるように配慮した施設とする 				

確認事項	確認内容	提案内容記入欄	参照 様式	確認
	こと。			
	・使用する資材については、耐久性及び耐候性に配慮すること。			
	・本町は「ゼロカーボンシティ」を宣言のまちであり、再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、太陽熱等）の普及促進に取り組み、持続可能な地域社会の実現をめざすこと。			
	・太陽光発電設備等を設置する場合は、発電された電力は共用部分や隣接する役場で利用できるようにすること。			
	・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく新築住宅の住宅性能評価は、「別紙1：施設設計要領」の水準を満足するものとする。			
	【配置計画・規模等】			
	・住棟の階数は2階とし、構造は事業者の提案とする。			
	・基本的にはエレベーターは設置しなくてもよい。			
	・入居者の通勤・通学・買い物など日常の動線を考慮し、その目的に応じた住棟や付帯施設等の配置、敷地内通路等の計画を行うこと。			
	・建物による圧迫感を軽減するよう配慮すること。また、良好な日照環境の確保など、周辺への配慮に努めること。			
	・バルコニーの向きは南向きを基本とする。			
	【居住環境】			
	・防犯性の向上に努めるとともに、良好な居住環境を確保できるよう日照・通風・プライバシーの確保等に配慮すること。			
	・遮音性能及び温熱環境に関する性能他、備えるべき住宅性能は「別紙2 住宅性能評価の等級」と同等以上とし、かつ隣接住戸及び上階の生活音が下階に聞こえないよう高遮音床材の使用、床仕上げの多層化など施工上の工夫すること。			
	・新築住宅に和室を設けるかはPFI事業者の提案による。			
	・新築住宅におけるコンロや浴槽等への給湯熱源をガスとするか電気とするかはPFI事業者の提案による。			
	【団地計画】			
	・周辺の自然景観との調和に配慮する。			
	・住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による住環境の阻害の防止等を考慮して配置する。			
	・単調で各一的な住棟配置を避け、外部空間の充実、住棟ファサード、デザイン等周辺のまちなみとの調和を図る。			
	・緊急車両の動線の確保等の防災対策とともに、防犯の観点から居住者の視線がとどかない空間が極力生じないようにする等、居住者の日常の安全性にも配慮した計画とする。			
	・高齢者をはじめ全ての居住者にとって			

確認事項	確認内容	提案内容記入欄	参照 様式	確認
	分かりやすく、安全な住宅団地である様に配慮し、整備を行う。			
	【住棟計画】			
	・共用廊下・共用階段などについては、死角が生じないように見通しを確保する。			
	・共用廊下、階段等から、自転車置場等の屋根、住戸のバルコニー等へ容易に侵入できないように配慮する。			
	・転落事故防止に配慮し、足がかりを作らない、バルコニーから屋根へ繋がらない等の配慮をする。			
	・上階から洗濯物や鉢植などの落下物等が予想される出入り口などは、事故防止に有効な措置を講ずる。			
	・長期間さまざまな入居者の使用に耐えることができる材料、仕上、設備、金物等を使用する。			
	・外部金物・金具等は、原則としてステンレスを使用する。			
	・ライフサイクルコストの低減及び維持管理の簡便さの向上に配慮する。			
	・使用する材料は耐候性及び耐久性を備えたものを採用する。			
	・保守点検や修繕のための天井点検口及び床下点検口を適切に設置する。			
	・保守点検、将来の修繕、取替えが容易であるような計画とする。			
	・住戸の日照は、主たる居室の開口部が、冬至日(8:00～16:00)において4時間以上の日照を受けるようにする。			
	・日照の測定ポイントは、1階住戸の主たる居室の開口部(FLライン)とする。			
	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び高知県ひとにやさしいまちづくり条例を遵守する。			
	・空間の確保：各居室及び水廻りは、家具配置、動線等を考慮し、必要な寸法を確保する。収納は、居住室及び炊事室の容積に応じて必要な空間を確保することとし、居住室内又は住戸内廊下等に面して適切に配置する。			
	【コスト計画】			
	・企画、計画及び設計の段階毎に、建設コストの縮減に向けた検討を行う。			
	・躯体コスト等を勘案し、経済的な住棟形態とする。			
	・町営住宅は町政に資する社会インフラであるため、長期にわたる使用に際し人的にも技術的にも費用的にも維持管理が容易なものとする。			
	・部品等の更新を前提とした工法の採用等により住宅全体としての耐久性を確保し、ライフサイクルコストの縮減に配慮する。			
付帯施設等	【コミュニティ空間】			
	・集合所は設置しない。ただし、住棟近くに住民が交流できるコミュニティ空間を整備することとし、バスの待ち合スペースを兼ねるものとする。			
	【駐車場】			
	・駐車場は、1DK住戸は各1台、2D			

確認事項	確認内容	提案内容記入欄	参照 様式	確認
	・K及び3DKは各2台分を確保すること。			
	・平面式駐車場とし、高齢者等の利用にも配慮すること。			
	【自転車置場】			
	・自転車置場は、計画住戸数分の22台を確保すること。			
	・屋根付きとし、サイクルラックの使用は不可とする。			
	・照明器具等を設け、夜間でも必要な照度を確保し、自転車の盗難防止に配慮すること。			
	【ごみ置き場】			
	・ごみ置き場は1か所設置することとし、住棟からの距離や動線など、利用者の利便性や周辺環境等に十分配慮すること。			
	・清掃等用に水道及び排水設備を用意する等、メンテナンスに十分配慮すること。			
	・紙などの資源ゴミが雨に濡れないように配慮すること。			
	・敷地内にごみ収集車の乗り入れスペースを確保すること。その他、詳細については町の担当課と協議すること。			
	【プロパンガス庫】			
	・関係法例を遵守し、必要に応じてプロパンガス庫を設置すること。			
	【消防水利・消防活動空地】			
	・特に設置は求めない。			
	【雨水排水施設】			
	・敷地内に雨水等が溜まらないように排水設備を設置すること。また、必要に応じて雨水貯留施設等を設置すること。			
	【上下水道】			
	・上水道は南側町道に敷設されている本管より分岐して事業地付近まで延長し、事業地内に引き込むこと。			
	・水道メーターは事業地内に設置し、本管より水道メーターまでの水道管敷設はPF1事業者の負担において行い、施工後は町に移管する。			
	【電気室、受水槽、ポンプ室の配置】			
	・電気室、受水槽、ポンプ室を整備する場合は、車両が寄り付ける等、メンテナンスに十分配慮すること。			
	【屋外物置】			
	・敷地内に住戸用物置(3m ² 程度)を計画住戸数分、住棟近くに設置すること。			
	・住戸用物置は施錠でき耐久性のあるもの。			
	・住戸用物置とは別に仮移転用物置(3m ² 程度)を12戸分設置する。仮移転用物置は撤去が容易な構造とする。			

【留意事項等】

- 1 提案内容記入欄には、確認内容として示した基礎的事項に対する提案の内容を記載すること。
- 2 必要であれば、適宜、欄を追加して記載すること。
- 3 記載した提案内容を確認できる事業提案書あるいは図面集の様式番号を参考様式欄に記載すること。
- 4 提案内容に対する要求水準への適合状況を確認の上、確認欄に○印を記載すること。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

住宅性能評価の等級に関する確認書

性能表示事項		提案内容	要求性能水準
1・構造の 安定に 関する こと	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）		等級1
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）		等級1
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		建築基準法により確保される水準
	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		等級1
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	1-7 基礎の構造方式及び形式等		基礎の構造方法及び形式等
	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）		建築基準法・消防法により確保される水準
2 火災時の安全に 関すること	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）		建築基準法・消防法により確保される水準
	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）		建築基準法・消防法により確保される水準
	2-4 脱出対策（火災時）		建築基準法・消防法により確保される水準
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））		建築基準法・消防法により確保される水準
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））		建築基準法・消防法により確保される水準
	2-7 耐火等級（界壁及び界床）		建築基準法・消防法により確保される水準
	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）		等級3
4 維持管理・更新 への配慮に 関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）		等級3
	4-2 維持管理対策等級（共用配管）		等級2
	4-3 更新対策（共用排水管）		等級2 を基本とする
	4-4 更新対策（住戸専用部）		住宅専用部の空間の高さ、間取り変更の障害になるものの有無を表示。
5 温熱環境・エネ ルギー消費量に 関すること	5-1 温熱環境（断熱等性能等級）		等級5
	5-2 エネルギー消費量等級		等級6
6 空気環境に 関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）		等級3
	6-2 換気対策		機械換気対策

性能表示事項		提案内容	要求性能水準
	6－3 室内空気中の化学物質の濃度等		・室内空気中の化学物質の濃度等 ・測定方法等は、「改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策マニュアル」を参考にすること。
7 光・視環境に 関すること	7－1：単純開口率		建築基準法により確保される水準
	7－2：方位別開口比		建築基準法により確保される水準
8 音環境に 関すること	8－1：重量床衝撃音対策		等級2又は相当スラブ厚15cm以上。ただし、同等の数値基準を満たす場合は、この限りではない。また、木造の場合はロ \oplus hの基準を満たすことにより相当スラブ厚11cmとすることができる。
	8－3：透過損失等級 (界壁)		等級1
	8－4：透過損失等級 (外壁開口部)		等級2
9 高齢者等への配 慮に 関すること	9－1：高齢者等配慮対策等級 (専用部分)		等級3
	9－2：高齢者等配慮対策等級 (共用部分)		等級4
10 防犯に 関すること	10－1：開口部の侵入防止対策		侵入防止対策に配慮した内容を表示

【留意事項等】

- 性能表示にあたっては、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に係る「日本住宅性能表示基準」及び「評価方法基準」に従うこと。
- 提案内容欄には、提案する「住宅性能評価の等級」を記載すること。
- 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

6 提案価格に関する提出書類

大豊町住宅再編整備事業
提案価格に関する書類
(表紙)

令和 7 年 月 日

提案者記号	
-------	--

令和 年 月 日

提案価格書

大豊町長

〔代表企業〕

商号または名称

所在地

代表者名

印

「大豊町住宅再編整備事業」の「募集要項等」を承諾のうえ、下記の金額を提案します。

件名 大豊町住宅再編整備事業

提案価格

¥ _____ . __

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ . __)

【留意事項等】

- 1 提案価格書には、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。
- 2 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

【留意事項等】

- 1 Microsoft 社製 Excel ファイルを利用すること。
- 2 「2. 入居者移転支援業務に関する提案価格」のうち、引越しサービス費及び仮移転先修繕費（「(2) 入居者移転支援費（精算対象分）の内訳」）は精算の対象となるため、Excel ファイルにすでに入力されている数値（0 円）をそのまま使用すること。

【留意事項等】

- 1 Microsoft 社製 Excel ファイルを利用すること。

7 業務提案に関する提出書類

大豊町住宅再編整備事業
業務提案書類
(表紙)

令和 7 年 月 日

提案者記号	
-------	--

1. 事業計画（1）本事業に関する基本方針

記載内容

①事業の目的及び内容を踏まえた基本方針及び本事業に対する取り組み

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

1. 事業計画（2）事業実施体制

記載内容

①代表企業及び各構成員の役割分担や責任分担

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

1. 事業計画（3）リスク対応

記載内容

①リスク分析に基づくリスクの低減・防止策等の提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

1. 事業計画（4）事業収支

記載内容

- ①設計費、建設費、維持管理費等の事業費の妥当性（提案内容の実現の見込み）
- ②事業資金の不足（予期せぬ費用負担等）への対応方法

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

1. 事業計画（5）地域貢献

記載内容

①地域経済の活性化に関する具体的な提案（地域に根ざした協力業者の積極的な起用や、町在住者の雇用等）

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

1. 事業計画（6）モニタリング

記載内容

- ①各業務のセルフモニタリングに関する方法、項目、頻度、体制等の提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

2. 施設整備（1）配置計画

記載内容

- ①住棟配置と整備戸数の概要
- ②住棟やコミュニティ空間、付帯施設等の配置の考え方
- ③周辺地域の生活環境（日影、圧迫感、騒音、ほこり等）への影響軽減やプライバシー等の配慮の工夫

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

2. 施設整備（2）住戸計画

記載内容

- ①入居者にとっての良好な居住環境（住戸の日照、通風、遮音、プライバシー等）の確保に努めた提案
- ②団地内の多世代交流に配慮した住戸タイプ別の配置の提案
- ③防災や防犯に関する適切な対策による、安全性確保の提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

2. 施設整備 (3) 選ばれる住宅 (住生活の魅力)

記載内容

- ①入居者にとって使いやすく、便利な間取りや建具、設備、共用スペースの提案
- ②入居者構成や将来的な生活様式の変化への対応の内容 (Wi-Fi 環境など)
- ③周辺地域の特性を活かした景観やデザインの提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ (160mm×240mm) は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

2. 施設整備（4）地球温暖化対策への配慮

記載内容

①ゼロカーボンシティに相応しい環境負荷低減を図る提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

2. 施設整備（5）ライフサイクルコストの縮減

記載内容

①将来にわたる維持管理コストの縮減の提案（建築物・建築設備・外構における耐久性、更新性やメンテナンス性の向上等）

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

3. 施工計画（1）施工スケジュール

記載内容

①施工スケジュール遵守に向けた具体的な提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ (160mm×240mm) は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

3. 施工計画（2）近隣対応

記載内容

①周辺の生活環境や道路交通への影響の抑制や安全対策等に関する具体的な提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ (160mm×240mm) は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

4. 移転支援（1）移転対象者の負担軽減

記載内容

①入居者の状況に応じた適切な配慮等、円滑な入居者移転の実施に向けた具体的な提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

5. 維持管理（1）公の施設の平等利用の確保

記載内容

①地方自治法第 244 条に規定される町民による公の施設の平等利用に対する理解があるか

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

5. 維持管理（2）質の高いサービスの提供

記載内容

①民間ならではの質の高いサービス提供のための具体的な提案（きめこまかな入居者対応、正確な情報管理等）

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

5. 維持管理（3）高い入居率の維持

記載内容

①高い入居率を維持するための具体的な提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

5. 維持管理（4）建物の適切な維持管理

記載内容

①新築住宅等の性能及び機能を維持し、快適な住環境が保たれる建物管理に関する提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

5. 維持管理（5）修繕にかかる経費削減

記載内容

①緊急応急修繕および空き住戸修繕にかかる経費縮減の提案

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 太字や着色等による強調を行う場合は、要求水準を上回る内容、創意的で独自性のある提案内容に対してのみ行い、要求水準を単に満足している事項に対する強調は行なわない。
- 3 秩序のない強調が多く行われている場合、提案が的確なものと評価されないだけではなく、審査を混乱させる意図があると判断し、評価に値する内容が含まれていても、評価対象としない場合がある。
- 4 わかりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がける。提案と無関係な写真や点景を用いて、無理に余白は埋めてはならない。
- 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

各提案様式の要約書

審査項目		様式	提案の要約
大項目	中項目		
1. 事業計画	(1) 本事業に関する基本方針	様式 7-2-1	
	(2) 事業実施体制	様式 7-2-2	
	(3) リスク対応	様式 7-2-3	
	(4) 事業収支	様式 7-2-4	
	(5) 値域貢献	様式 7-2-5	
	(6) モニタリング	様式 7-2-6	
2. 施設整備	(1) 配置計画	様式 7-3-1	
	(2) 住戸計画	様式 7-3-2	
	(3) 選ばれる住宅（住生活の魅力）	様式 7-3-3	
	(4) 地球温暖化対策への配慮	様式 7-3-4	
	(5) ライフサイクルコストの縮減	様式 7-3-5	
3. 施工計画	(1) 施工スケジュール	様式 7-4-1	
	(2) 近隣対応	様式 7-4-2	
4. 移転支援	(1) 移転対象者の負担軽減	様式 7-5-1	
5. 維持管理	(1) 公の施設の平等利用の確保	様式 7-6-1	
	(2) 質の高いサービスの提供	様式 7-6-2	
	(3) 高い入居率の維持	様式 7-6-3	
	(4) 建物の適切な維持管理	様式 7-6-4	
	(5) 修繕にかかる経費削減	様式 7-6-5	

【留意事項等】

- 「提案の要約」欄に各様式における提案内容の要約を400字以内で簡潔に記載する。
- 図表やイメージ等は利用してはならない。
- 本様式に使用する文字の大きさは、9ポイントを目安とすること。
- 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

8 設計建設図面

大豊町住宅再編整備事業
設計建設図面集
(表紙)

令和7年 月 日

提案者記号	
-------	--

【留意事項等】

- 1 用紙サイズはA3としてもよい。
- 2 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

提出図面一覧表

様式	書類名称	記載内容
様式 8-3	コンセプト図	・提案のコンセプトをわかりやすく整理して例示する。
様式 8-4	外観透視図（鳥瞰）	・事業完了時点の外観イメージを透視図（鳥瞰）として表現する。
様式 8-5	外観透視図（目線）	・事業完了時点の外観イメージを透視図（目線）として表現する。
様式 8-6	面積表	・新築住宅等の面積（建築面積、延床面積）を記載する。 ・延床面積は、建築基準法及び公営住宅法に基づき算定する。 ・延床面積は、階数及び住戸タイプ別に整理して集計する。
様式 8-7	内外部仕上表	・新築住宅等の外部及び内部仕上げを記載する。
様式 8-8	全体配置図	・新築住宅等整備用地の計画状況を図示する。 ・縮尺に応じた新築住宅等の1階平面（表現レベルは縮尺に応じたもの）を図示する。 ・人や車両（緊急車両を含む）等の動線を図示する。
様式 8-9	新築住宅平面図	・1階、基準階平面図、屋根伏図を図示する。
様式 8-10	新築住宅立面図	・各面の立面図を図示する。
様式 8-11	新築住宅断面図	・桁行及び梁間方向の各1面以上の断面図を図示する。
様式 8-12	住戸平面図	・住戸タイプ毎に平面詳細図を図示する。 ・間取や住設機器等を具体的に図示する。 ・室名及び各室面積を記載する。
様式 8-13	日影図	・等時間日影図及び、1時間毎の日影図を図示する。 ・近隣への日影の影響がわかるように表現する。
様式 8-14	造成及び擁壁計画図	・新築住宅等整備用地における、造成や新設擁壁の整備状況を図示する。
様式 8-15	事業実施工程表	・事業契約締結から事業完了までの工程表を作成する。 ・工程表には調査に関する業務、設計に関する業務、既存住宅等の解体撤去業務、新築住宅等の建設に関する業務、工事監理に関する業務における実施時期等を詳細に記載する。 ・入居者移転業務の実施時期等を記載する。 ・PFI事業者が行うセルフモニタリング及び、町が行うモニタリングの実施時期等を記載する。
様式 8-16	工事計画図	・ローリング計画に応じた仮設計画、周辺への配慮、工事車両及び歩行者等の通行の確保状況等について図示する。 ・既存住宅の移転のタイミングについて図示する。

【留意事項等】

- 1 提出図面の用紙サイズはA3とする。
- 2 様式 8-3 及び様式 8-6～16は、提案に応じた縮尺、提案に応じた枚数とする。
- 3 様式 8-4 及び様式 8-5は、3枚までとする。
- 4 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

9 事業提案書の概要

事業提案書の概要 (公表用)

参加企業名/参加グループ名

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ (160mm×240mm) は変更しない。
- 2 本様式は、審査結果等の公表に用いる。承諾を得ず使用することを念頭に作成する。
- 3 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。

大豊町住宅再編整備事業の提案概要

1 実施体制

応募グループの名称	
構成員の役割	構成員の名称
[代表企業] 例：建設企業	
[構成員]	
[構成員]	
[構成員]	

2 提案価格

金額（消費税及び地方消費税を含む）
円

3 施設の概要

【新築住宅】

棟名	階数	戸数	建築面積 m ²	建蔽率	容積対象 延べ面積 m ²	容積率 %	m ²
							—
	階	戸	m ²	—	m ²	—	
	階	戸	m ²	—	m ²	—	
合計	—	130 戸	m ²	%	m ²	%	

4 本事業に関するコンセプト

大豊町住宅再編整備事業の提案概要

5 外観透視図（鳥瞰）

6 外観透視図（目線）

【留意事項等】

- 1 上 30mm、下 27mm、左右 25 mmの余白を設けた指定様式を用いる。外枠の大きさ（160mm×240mm）は変更しない。
- 2 「1 実施体制」～「4 本事業に関するコンセプト」までを A4 版 1 枚、「5 外観透視図（鳥瞰）」～「6 外観透視図（目線）」までを A4 版 1 枚にレイアウトする。
- 3 必要であれば、適宜、欄を追加して記載する。
- 4 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。